

## 平成28年白老町議会定例会5月会議会議録（第1号）

平成28年 5月31日（火曜日）

開 議 午前10時07分

散 会 午前11時10分

---

### ○議事日程 第1号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議会運営委員長報告

第 3 行政報告について

第 4 議案第 1号 白平成28年度白老町一般会計補正予算（第1号）

第 5 議案第 2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算  
（第1号）

第 6 議案第 3号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

第 7 議案第 4号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 報告第 1号 専決処分の報告について

（平成27年度白老町一般会計補正予算（第16号））

第 9 報告第 2号 専決処分の報告について

（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

---

### ○会議に付した事件

議案第 1号 白平成28年度白老町一般会計補正予算（第1号）

議案第 2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第 3号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 4号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

報告第 1号 専決処分の報告について

（平成27年度白老町一般会計補正予算（第16号））

報告第 2号 専決処分の報告について

（白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

---

### ○出席議員（14名）

1番 山 田 和 子 君

2番 小 西 秀 延 君

3番 吉 谷 一 孝 君

4番 広 地 紀 彰 君

5番 吉 田 和 子 君

6番 氏 家 裕 治 君

7番 森 哲 也 君

8番 大 淵 紀 夫 君

9番 及 川 保 君

10番 本 間 広 朗 君

11番 西田祐子君  
13番 前田博之君

12番 松田謙吾君  
14番 山本浩平君

---

○欠席議員（なし）

---

○会議録署名議員

10番 大淵紀夫君  
12番 本間広朗君

11番 及川保君

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	古俣博之君
副町長	岩城達己君
教育長	安藤尚志君
総務課長	岡村幸男君
財政課長	大黒克巳君
企画課長	高尾利弘君
地域振興課長	高橋裕明君
経済振興課長	森玉樹君
農林水産課長	本間力君
生活環境課長	山本康正君
町民課長	畑田正明君
税務課長	久保雅計君
上下水道課長	工藤智寿君
建設課長	竹田敏雄君
健康福祉課長	下河勇生君
高齢者介護課長	田尻康子君
学校教育課長	岩本寿彦君
生涯学習課長	武永真君
消防長	中村論君
病院事務長	野宮淳史君
健康福祉課子育て支援室長	渡邊博子君

---

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	南光男君
主査	増田宏仁君

---

◎開議の宣告

○議長（山本浩平君） 本日、5月31日は休会の日でございますが、議事の都合により、特に定例会5月会議を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

（午前 10時07分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第109条の規定により議長において、8番、大淵紀夫議員、9番、及川保議員、10番、本間広朗議員を指名いたします。よろしく願いをいたします。

---

◎議会運営委員長報告

○議長（山本浩平君） 日程第2、議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員会委員長から、本日の会議前に開催した議会運営委員会での本会議の運営における協議の経過と結果について、報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

議会運営委員会吉田和子委員長。

〔議会運営委員会委員長 吉田和子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（吉田和子君） 議長の許可をいただきましたので、本日の本会議前に行った議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

平成28年白老町議会定例会は、6月30日まで休会中ですが、会議条例第6条第3項の規定により、休会中にかかわらず議事の都合により5月会議を開くこととしたところであります。

本委員会での協議事項は、平成28年定例会5月会議の運営の件であります。

町長の提案に係るものとして、平成28年度の一般会計、国民健康保険事業特別会計の補正予算2件、条例の一部改正2件の議案4件と、専決処分の報告2件であります。

担当課長から、その概要について説明を受けた後、いずれも本日の議事日程といたしました。

また、本年3月11日開催の議会全員協議会で説明のあった白老町税条例の一部改正の専決処分については、3月31日付けの専決処分とせず、議案として12月会議に提案したい旨の説明を担当課長から受けたところであります。

これらのことから、5月会議の再開は、本日1日間とするものであります。

以上、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（山本浩平君） ただいま議会運営委員長の報告がありました。

委員長報告に対し質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

---

### ◎行政報告

○議長（山本浩平君） 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。

戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 平成28年白老町議会定例会5月会議の再開にあたり行政報告を申し上げます。

はじめに、個人情報記録されたUSBメモリの紛失についてであります。

本件は、既に議会及び報道機関に対し公表したところでありますが、本年3月に町内の医療機関において特定健診を受診された15人分の個人情報を記録したUSBメモリについて、4月初旬に医療機関から受領した後に紛失するという事態が発生したものであります。

改めまして、当該受診者をはじめ関係者各位には多大なるご迷惑とご心配をおかけすることになり、深くお詫び申し上げます。

今回の事態を重く受けとめるとともに、再発防止に向けて個人情報の適正管理を徹底・強化するとともに、町民の皆様からの信頼を回復するため、これまで以上に気を引き締めて職務に取り組んでまいります。

なお、関係職員の措置として、管理監督者である担当課長には文書による注意、担当職員には口頭による注意を行ったところであります。

次に、3月26日、しらおい経済センターで開催した「多文化共生社会シンポジウム」についてであります。

本事業は、国の地方創生交付金の採択を受けた「民族共生の象徴となる空間と地場資源を活かした白老版DMOによる多文化共生の教育観光地域づくり事業」の一つであり、本町が進める「多文化共生」のまちづくりについて、町民の皆様とともに理解を深め、発展させていくことを目的として実施したものであります。

当日は、定員を上回る約200名の参加があり、ポートランド州立大学の西芝雅美准教授による基調講演や、株式会社JTB総合研究所篠崎主席研究員による調査報告のほか、町職員からの熊本県水俣市での共同研究報告、さらにはパネルディスカッションを行うなど“地域・世代・文化・交流でつなぐ”をキーワードに「お互いを尊重し、支え合い、誰もが主人公として活躍できる共存共栄の多文化共生のまち」について認識を深めたところであります。

また、オープニングには、本町の観光大使としてご活躍いただいているゴスペルシンガーのKiKiさんが作詞作曲した地域活性化イメージソング「カムイへ」のお披露目をしたほか、式典の最後には、シンボルマークの発表を行うなど多文化共生社会の実現に向けてスタートしたところであります。

次に、消防活動で使用する消防・救急無線のデジタル化についてであります。

消防・救急無線は電波法等の改正によりアナログ方式からデジタル方式に移行することが決定し、本年5月末日までに切り替え整備を行うことが義務づけられておりました。

切り替えにあたり、デジタル無線の周波数2種類のうち全国共通の周波数である「統制波」につきましては、平成23年度及び24年度に整備を実施したところであり、各消防本部で使用する「活動波」につきましても本年3月までに整備を完了し、運用を開始したところでありませぬ。

消防・救急無線のデジタル化により、大規模災害発生時の消防対応力が向上するとともに、通信時の秘匿性が高まることから、より一層、個人情報保護が強化されることとなります。

今後とも、町民の安心安全に直結する消防施設の整備に努めてまいります。

次に、国際姉妹都市ケネル市への公式訪問についてであります。

本年、白老町とケネル市とは姉妹都市盟約35周年を迎え、これを記念したケネル市主催の公式行事等に出席するため、4月27日から5月5日までの日程で、古俣副町長が本町を代表し訪問してまいりました。

公式行事等は民間交流組織である「ケネル白老フレンドシップクラブ」主催の訪問日程に合わせて開催されることとなり、白老町姉妹都市協会及びケネル白老フレンドシップクラブ会員など参加者18名での訪問となりました。

訪問期間中においては、ボブ・シンプソン ケネル市長同席のもと、35周年の節目として友好継続調印式と公式会談が行われたほか、市役所やシラオイハウス、小中学校などを訪問するなど親交を深めてまいりました。

公式会談の席上、シンプソン市長からは「若い人たちの未来のためにもぜひ、交流を続けていきたい」との発言があり、今後も両姉妹都市協会を窓口に交流をさらに進めることを互いに確認したところであります。

最後に、町立病院における皮膚科外来診療の開始についてであります。

このたび、札幌医科大学附属病院のご協力によりまして、本年6月から町立病院での皮膚科外来診療を開始する運びとなりました。

診療にあたっては、同大学附属病院の澄川靖之医師により、毎月第2・第4火曜日の午後2時から4時30分までの間、内科第1診療室を活用することといたします。

担当していただく澄川医師は、アトピー性皮膚炎や食物アレルギー等のご専門であり、長年にわたり、本町の各小中学校における児童・生徒のアトピー性皮膚炎の実態をもとに学校保健活動にご示唆いただいている方で、アレルギー症状の特定や対処法における第一人者でもあります。

町立病院における皮膚科外来診療は初めての試みとなりますが、皮膚科診療に関する町民の関心は高いものと捉えており、期待しているところであります。

なお、本5月会議には議案4件、報告2件を提案申し上げておりますので、よろしくご審議賜りたいと存じます。

○議長（山本浩平君） 以上で行政報告を終わります。

---

◎議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第4、議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第1号）を議題に供します。提案の説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） それでは議1-1、議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第1号）。

平成28年度白老町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ457万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億1,457万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年5月31日提出。白老町長。

次のページ、第1表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございます。

次に4ページ、歳入歳出事項別明細書でございますが、今回、歳入から説明をさせていただきます。17款財産収入、2項1目不動産売却収入、町有地売却収入457万円の計上でございます。本件は、字竹浦の開拓記念厚生会館白泉閣跡地の財産処分による売り払い収入でございます。売り払いに係る経緯等につきましてご説明をさせていただきます。

本件、売り払い予定の土地につきましては、字竹浦101番地30と101番地80の2室で面積3,160.99平方メートル、平成10年3月まで温泉旅館業として営業していた旧白泉閣の敷地の一部、幌内川を挟んだ東側の土地で、現在は民用地となっております。

旧白泉閣は、昭和45年に国庫補助事業により建設されたものでございますが、本件、土地の取得につきましては、白泉閣建設時に全額北海道の補助金により取得したものでございます。

今回の売り払い予定価格は、不動産鑑定評価により457万円、1平方メートル当たり約1,446円となります。売り払い予定の相手先は、本件、土地に隣接して水産加工会社を営む株式会社白老フーズでございます。

株式会社白老フーズの会社概要でございますが、平成20年8月に八雲町の株式会社イチヤママル長谷川水産の子会社として、字竹浦101番地26で水産加工業を営んでおり、平成26年8月には新工場、冷蔵倉庫、急速冷結庫を建設しております。従業員はパートを含め40名、本年度は地元からの新規採用も行っております。

このたび相手方より従業員のための社宅及び駐車場用地として本件土地を購入したい旨の申し入れがあり、町といたしましては土地、建物に対する税の増収効果及び町外からの転入者による人口増などの効果があるとして、本件土地を売却することといたしました。

ただし、本件土地は先ほどご説明したとおり、北海道の補助金を全額充てていることから、

財産処分に当たっては補助金の返還を要することとなり、北海道との協議におきまして、売却額の全額を北海道へ返還することとなります。

加えて、本件土地には温泉の泉源があり、町が物件として温泉利用権を有しておりますが、現在、温泉の湧出がないこと及び再利用は現実的に厳しいことから、土地と合わせて温泉利用権も移転させることといたします。なお、本件、土地の処分につきましては、去る5月13日開催の白老町財産管理委員会において承認をいただいているところでございます。

以上、土地売り払いにかかる経緯についてご説明申し上げましたが、次に議案書の6ページお聞きいただきたいと思っております。2款1項7目財産管理費、財産管理事務経費457万円の補正で、歳入と同額の国庫支出金等返還金をこのたび計上するものでございます。

その他でございますが、本件の土地売り払いにあたりまして、不動産鑑定評価を依頼してございまして、この経費10万8,000円を相手方に負担させることとしてございます。

しかし、このたびの補正案件がこの1件で、なおかつ土地売払収入と補助金返還金が同額であることから、不動産鑑定評価に係る負担金につきましては、次回以降の補正予算にて計上をさせていただきたいというふうに考えております。

以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成28年度白老町一般会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正  
予算（第1号）

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは議2-1をお開きください。議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成28年度白老町の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億9,120万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年5月31日提出。白老町長。

次のページでございます。第1表歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出とも記載のとおりでございますので説明を終了させていただきます。

続きまして、4ページからの歳入歳出事項別明細書の説明をさせていただきます。

その前に今回の補正につきましては、平成27年度の国民健康保険事業特別会計の収支決算見込みにつきましては、収支不足が発生するという事になったことから、この収支不足を地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成28年度予算から繰上げ充用するものでございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。

6ページをお開きください。歳出、13款繰上充用金、1項繰上充用金、1目繰上充用金、前年度繰上充用金1億1,590万円の計上でございます。内容といたしましては、まず26年度の赤字決算に伴う27年度の繰上充用金が2,851万6,000円でありました。

次に、27年度の単年度収支が8,738万4,000円の赤字となる見込みであります。

したがって、繰上充用金2,851万6,000円に単年度赤字8,738万4,000円を加え、1億1,590万円を27年度への繰上充用金として今回補正計上するものでございます。

続きまして、歳入を説明させていただきます。4ページにお戻りください。

歳入、2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金1億1,590万円の増額補正でございます。歳出でご説明いたしました繰上充用金1億1,590万円の財源として財政調整交付金を充てるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

8番、大淵紀夫君

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。これはしょうがないと思うのですけれども、ことしの28年度の見通し、わかる範囲で結構です。短くて結構です。

もう一つ、管内及びうちと同じような規模のまちの決算もこういうような状況、今のような



状況になっているのかどうか。そういう調査はしていますか、それだけです。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） まず28年度、今年度の決算見込みと申しますか、見通しなのですが、結論から言いますとまだどのぐらいになるかというのがわかりません。ただ27年度も赤字、26年度も赤字で2年連続赤字のような状態が続いています。このようなことから見込みとしましては、またこの赤字が額的にはいくらになるかというのはまだ出しておりませんが、赤字が28年度も継続されていくというような見込みで考えております。

それともう1点、他の市町村の関係なのですけれども、実際、他の市町村の決算状況まだ特に情報は得ておりません。ただ、それぞれ市町村、近隣の市町村がどのようになっているかにつきましては、それぞれの財政状況もありますので、まだ調べていないのは事実なのですが、これからちょっと調べて他の市町村の状況についても確認していきたいと思っております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 8番、大淵紀夫議員。

○8番（大淵紀夫君） 8番、大淵です。わかりました。私言いたいのは、各市町村の状況、これが国の改定したことがそういう原因であれば同規模、また管内の市町村の国保の財政状況がどうなっているかと、これはとても大切なことなのです。ですから、そこはきちんと調査をして、そして分析をして、なぜこうなるのかということをはっきりと明らかにし、それをやはり全国的なものにきちんとするということをしないと、これが続いていくと、もちろん広域化になったときにどうなるかということはもちろんあるのだけれども、やはり市町村の財政には非常に大きな影響を与えているわけですから、そこはやはりきちんと調査をして、議会に報告するかどうかは別にして、やはりそういう機会をきちんとつくってほしいということを言っておきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） これから同規模の町村、あるいは近隣の町村の国保の財政決算状況を調べまして、機会があればご報告したいと思います。ただ、これは市町村によって、白老町の今回の赤字という部分の大きな要因というのは、退職者に係る交付金が前年より大分おちたということもありまして、それぞれ市町村によっては要因が違うと思うのですが、白老町においては交付金がおちた、あと一般の療養給付金の負担金もおちていると、歳入が相対的に減っているというような要因がありまして、それとプラスでその交付金なり負担金は前年度精算ということで、前年度で例えば超過交付で受けていたら、次年度で調整してその分はもらえなくなるというか返すとか、そういうふうなことがありますので、単純にその単年度の収支で比較できるものでもないのです、それがほかの市町村も多分そういうふうな状況、逆にいったらほかの市町村は不足交付で次の年に多くもらっているとか、そういうような状態の市町村もあると思っております。そういうようなことで、一概に白老町が赤字だからほかの市町村も赤字だということは言えませんが、ただ、先ほど言いましたように今後、他の市町村の決算状況を調べてまたお知らせしたいと思います。

以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ありませんか。

4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。趣旨については同僚議員と関連した部分があります。まずその議論の大前提に、この議論というのはもう予算のときに行っていましたね。それでそのときにある程度の明確というか、本当の概算的な数字も出ていたと思うのですけれども、それは今押さえているけれども正確ではないから答弁をしなかったのか、それとも逆にちょっと見えなくなってきた、何かそういう推計がしにくくなってきた要因があるのかどうかについて、そのあたりもう少し詳しく説明、答弁をいただきたいのです。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 今のご質問ですけれども、まず1点目として、3月の議会に27年度の決算見込みいくらになるかということで、そのときは1億4,000万円ぐらいの数字というお話はしたと思うのです。それが今回1億1,500万円というような形で、3,000万円弱ですか、減ったのですけれども、この要因につきましては、3月の時点ではまだ病院の医療費が決定していない月が2カ月ありましたので、その2カ月分が単純に言えば、予想より下回って支出のほうで、支払いのほうが少なくて済んだというような要因がございます。それで今回約3,000万円ぐらい予定していたよりは少なくなったというようなことであります。

以上です。

○議長（山本浩平君） 4番、広地紀彰議員。

○4番（広地紀彰君） 4番、広地です。わかりました。それで同僚議員のほうからも分析、私も分析をするべきだと思っているのです。これはおそらく、別に人口同規模の類似比較だとかそれもちろん大事だと思うのですけれども、例えば療養給付金がどうして白老町、例えば重症化が進んでいるからやはりそういう部分で負担が多くなってきているのかどうかと、白老町のそういうその実態に合わせた形での推計が必要だと思うのです。というのは、当然ご承知のことだと思いますが、この広域化に合わせて、広域化もまだ何年かありますね、その中でこれは今後うちの財政健全化プランの見直しを含めて考えると、これからの予算の運営に大きな影響を与え得る部分が相当あると思うのです。さらに赤字額がどんどん拡大してきていますね。今後の推計をきちんと今のうちにおさえて反映できる部分は折りこんでおかないと、ちょっと財政運営上で単年度できちんと解決し得る問題なのかどうかという問題も出てくると思いますので、そういう部分のやはり分析を精査に行うべきだと思いますがいかがですか。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 医療費の分析というお話の1点目、これにつきましては大まかな分析はしております。例えば被保険者の数については、まず毎年度減ってきてまして、去年から比べると総体で120名、被保険者については減ってきています。そして医療費のほうなのですけれども、総医療費については前年度よりは総額では落ちているというような状況にあります。ただ、なぜそれで赤字になったかという部分なのですけれども、先ほども言いましたけれども、

国から入ってくる交付金とか負担金が、要は医療費が少なければその分歳入も少なくなるというような現象も一つあります。

それともう一つは先ほどもお話しましたけれども、前年度あるいは前々年度の清算によって、当年度の分が調整されて減額してくるというようなことも影響しております。

あとは医療費の全体のお話をいたしますと、特に去年から比べて顕著に大きな部分としましては調剤、薬代が去年から比べると12.1%も上がっているような状況になっています。これは去年の9月ぐらいから調剤費が上がりだして、それは病院というのは一つは新薬ができたというようなことで、例えばC型肝炎の新しい薬ができて、それが高価な値段がすると、あとは新しい癌の薬もできたような報道を聞いております。そういうような部分で医療費が、これは白老町だけではないのですが、全国的に全道的にも医療費については伸びは大きな伸びを示しています。あと入院と外来を比べますと、入院は日数も去年から比べますと2,700日ぐらい入院は落ちています。医療費も当然下がっています。1人当たりの医療費が入院に関しては18万6,000円で、前年から比べると約3,700円ぐらい落ちています。逆に外来、通院の日数が2,150日ほど前年から比べれば大きくなっております。1人当たりの医療費も8,603円、前年度から比べて上がっております。通院が上がっていると同時に薬代も上がってしまっているというような大きな分析の中では要因となっております。あと、特定健診の関係なのですが、これについては27年度、今までは20%台だったのですが、27年度には30%台になるというようなことで、健診の受診率は上がってきているのですけれども、これからそういうような結果が出てくるのかというふうな感じを受けております。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ありませんか。

13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 財政面のほうで1点お聞きします。これについては、さきの3月の予算等審査等特別委員会でも議論されていますので、その辺も含めてお伺いします。ということは、26年度も赤字、27年度も赤字、26年度の赤字は27年度で解消されるのかとこう思ったのですけれども27年度も赤字になって、結果的に1億1,600万円になりました。これに対して財政調整基金で国庫補助金で賄うと言っていますけれども、端的に言えばこれは事務上の処理ですね。入る可能性は余りないと思います。それで何を言いたいかということ、一つとしてはこの赤字累積している部分についてはいつかは解消しなければいけないと思います。この部分についている財政負担は多分一般会計から繰り出ししなければいけないと思うのですけれども、その辺の部分についてはどのような処理になるのかということと、これから広域になりますからそれまで累積赤字を積んでおくのかどうかわかりませんが、今後のその赤字の対策はどうするのか、その部分についてまずお聞きしておきます。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 赤字の今後の処理につきましてです。まず、30年度から広域化という形で、これは間違いなく30年から広域化になるわけですが、それまでには赤字を解

消した形で新たな制度に移行していくという考え方は当然、今時点でも持っております。ではこの赤字をどういうふうにしていくのかというような形なのですが、国保会計の立場からいきますと、やはり基本的な話になりますが、基本的には国保会計、ご存知のように単独会計でもっておりますので、その中で赤字を解消したいというのが1番の考え方ではございますが、ではそれだけ財源を新たに確保しなければならない、財源を確保していかなければならないというふうになってくるわけです。その中で国保会計の中で何ができるかといいますと、端的に言えば、国保税の見直しというのがまず考えなければならないと思います。ただ、30年度からの広域化を踏まえた中でうちの国保会計のほうも今後、先ほどもご質問ありましたけれども、今後どのように赤字が推移していくかという中で、今年度ちょうどといいますか、財政健全化プランの見直し作業をやるという中で、国保会計のほうの今後の収支決算の見込みも出さなければならないというような形になっております。そういう中で保険税の見直しと、広域化になる平成30年度からの、当然30年度からは道のほうから税率が示されますのでそれがどれぐらいになるのか、そしてもし保険税でその赤字分を埋めるとすればどれぐらいの税率の見直しをしなければならないか、そういう点を見据えて、今後、一般会計からの財政繰入金等も含めまして、財政当局と議論していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） 財政課の立場からちょっと一言ご答弁させていただければ、まず町の財政全会計を含めますと、やはりこの赤字を放置するという事は好ましくないというふうに考えてございますので、これにつきましてはやはり単年度、単年度で解決をしていくというのが前提になろうかというふうに考えてございます。ただ、今回の約1億1,600万円という金額をどの時点で一般会計からの支援という部分につきましては、今後の財政状況、歳入の状況を見ながら判断をさせていただきたいというふうに考えてございます。それと、今後の国保会計のあり方という部分につきましては、今、畑田町民課長のほうからもご答弁申し上げましたが、これにつきましては町民課のほうとも十分、これまでも協議をして、今後どのような形でやはりその30年までの広域に向けてどのような形で国保会計を維持していくべきかという部分を継続的に協議をしていきたいと思いますという話にはなっているのですけれども、やはり今、お話がありました、あくまでも国保会計単独の会計でございますので、基本的に特別会計は会計内での独自採算ということが前提となつてございますが、果たしてこの赤字を全てその保険税だけで賄うのがいいのかどうかという部分も含めまして、一部ではやはり追加の基準外繰り出しという部分も考えられないことはございませんので、この辺のバランスをどう取っていくかということも含めて、今後十分検討していかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 3月で十分に財政に影響あると議論されて、27年度決算、その時点

では決算見込みではかなり剰余金出るということで、先ほど同僚議員もありましたけれども、1億4,000万円から1億5,000万円ぐらい見込む部分については、そういう繰越金でみるというお話があったのだけれども、その辺の部分が明確になっていないのですけれども、今、大黒財政課長のほうからいくと単年度、単年度で会計、その時点で見るとということになっていますけれども、これは非常に微妙なのですけれども、やはりその辺整理しておかなければいけないと思うし、もう一つは、本来は被国保者が赤字も負担しなければいけないですね。それに言及していますけれども、30年の広域についてある程度全道の医療費の割りかえした部分で、いろいろな調整率があると思いますけれども、調整にくると思いますけれども、その分の負担が多くなければ、その国保税を単独で上げるのか。あるいは今言ったように健全化プランの見直し、これは秋ごろになりますね。今言っている答弁では、時期明確にしませんけれども、それをそろそろもう方針をはっきりしておかないと、またプランも曖昧になってしまいますね。その今言った受益者負担における税率の見直し、それと一般会計との赤字補填分、その辺の時期、あるいは腹づもり、そして今後のそのプランに向けてのスケジュールの中で理事者がそれらの問題をどう判断して議会に示されるのか。あるいはプランでは見込みを赤字だけ載せておくと、それは一般会計に今のおり国保会計に何ぼか繰り出すということでの処理してしまうのか、抜本的な問題が整理されてくるのか、その3点伺います。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） まず、3月の議会の中で今回の27年度の国保会計の赤字負担をどの財源でという部分につきましては、確かにちょっと今、言及をしなかったわけですが、まだ決算、正式な数字出ておりませんが、一般会計の繰越金につきましては、おおむね1億1,600万円を補う部分は出てございます。ただ、4月の交付税算定もございまして、その辺の状況を見ながらということになりますが、基本的にはやはり単年度、今年度でその財源を支援して埋めるというような考えではおります。それと、この今後の30年の広域化に向けての国保会計のあり方につきましては、実際その広域化の詳細はまだ見えていないというふう聞いておりますので、これが実際30年になったときに今の税額がどうなるのかという部分についても、まだ正式なお話にはなっていないということを聞いております。そういう中において、それまでの間、どのような形で今後ずっと赤字を出し続けるのかどうなのかという部分も含めて、これはやはり今回のプランの見直しの中ではきちんと考え方を示した上で進めていかなければならないというふうに思っております。プランの見直しにつきましては、新たなプランにつきましては、秋ぐらいをめどにというふうな、今、前田議員がおっしゃるとおりのスケジュール感でやっていきたいというふうに思っておりますので、その中にはやはりその辺の受益者負担の考え、それから一般会計支援の考え、この辺を整理した上でお示しをしたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） わかりました。ぜひ、金額も大きいですから現状の一般会計の大き

な課題を処理する部分も必要ですけれども、そういうその部分の財源手当てを優先になってしまうと、また同じような二の舞の会計赤字になってきますので、その先送りすることなく、そういう会計を堅持するという意味からいけば、この部分については避けて通れませんので部内でも積極的に議論して、早急な措置をしなければいけないと思います。その辺についてだけです。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君） これまでの白老町の財政危機という部分につきましては、財政状況が厳しくなったおり、やはり一般会計を守るということで他の特別会計、赤字会計も含めて、やはり支援をしてこなかったということが赤字を増大させたという原因があるというふうに考えてございまして、その辺を踏まえすと、やはり今後の財政運営につきましては、一般会計のみならず全会計でどうなのかという部分を考えていかなければならないというふうに考えてございまして、そういう中ではやはりその国保会計を赤字会計でそのまま放置することなく、その辺はきちんと財政規律を守りながら、そこら辺を優先に財源手当てをしなければならぬというふうに財政サイドとしても考えておりますので、その辺は慎重な議論を今後も進めたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成28年度白老町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

---

◎議案第3号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第3号 老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 議3-1をお開きください。議案第3号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。  
平成28年5月31日提出。白老町長。

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

白老町附属機関の設置に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
別表の改正ですが、朗読を省略させていただきたいと思います。

次のページをお開きください。附則でございます。この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

議案説明です。白老町附属機関の設置に関する条例の一部改正についてであります。

行政組織の一部改編に伴い、附属機関である「白老町子ども・子育て会議」を町長部局に移管するとともに、当会議の所掌事務についても見直すことから、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

本年、定例会3月会議におきまして、白老町課設置条例の一部改正の議決をいただいております、4月1日から健康福祉課内に子育て支援室を設置したところでございます。本来であれば、同時に白老町子ども・子育て会議の所管変更をしておくべきということではございましたが、この辺が遅れたことに対しましてはお詫び申し上げたいと思います。4月1日からのさかのぼっての施行ということで改正をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

◎議案第4号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の  
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第4号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは議4-1をお開きください。議案第4号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年5月31日提出。白老町長。

次に附則でございます。

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の白老町国民健康保険税条例（以下、「新条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。

2 新条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

続きまして、議4-2です。議案説明でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年3月31日に公布されたことから、本条例の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表でございます。

ここの改正内容につきましては、次ページの議案第4号説明資料に基づきましてご説明いたします。

このたびの改正内容につきましては、低所得者に対する保険税軽減措置の拡充でございます。国民健康保険税については、加入世帯の総所得に応じて7割、5割、2割の軽減を受けることができますが、今回の改正により、5割と2割の軽減について、軽減の基準所得額を引き上げることで軽減対象の拡充を図るものでございます。5割軽減の拡充につきましては、被保険者1人につき加算額を26万円から26万5,000円に、5,000円増額することにより軽減対象となる所得金額が引き上げられるものでございます。2割軽減の拡充につきましては、被保険者1人につき加算額を47万円から48万円に、1万円増額することによって軽減対象となる所得金額が引き上がるものでございます。以上のような内容により改正するものでございます。

次に、対象世帯・影響額についてご説明をさせていただきます。

改正後の対象世帯保険税軽減の影響額につきましては、平成27年度当初賦課時点のデータをもとに推計したものでございますが、合計で世帯数34世帯の増、軽減額は77万6,000円の増額となる見込みでございます。

内訳につきましては、記載のとおりでございます。

次に、改正前と改正後を比較した軽減判定所得の計算例、2例についてご説明させていただきます。まず例1では、夫婦2人世帯、世帯の総所得金額が86万円で、現行であれば2割軽減



の対象が、改正後は5割軽減の対象となるものでございます。例2では、夫婦2人世帯、世帯の総所得金額が128万円で、現行では軽減対象外でしたが、改正後は2割軽減の対象となるものでございます。

以上で、議案説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君）ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

11番、西田祐子議員。

○11番（西田祐子君）対象世帯と影響額は伺いましたけれども、これは全世帯の中で対象外になった世帯、あと何世帯ぐらいあるのでしょうか。そこだけお伺いします。

○議長（山本浩平君）畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君）対象になった世帯は出しているのですけれども、対象から外れた世帯はちょっと出しておりません。すいません。

○議長（山本浩平君）ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君）討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君）全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎報告第1号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君）日程第8、報告第1号 専決処分の報告についてを議題に供します。提出者から説明を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克己君）それでは、報1-1をお開きください。報告第1号、専決処分の報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

平成28年5月31日提出。白老町長。

記。(4) 会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に際し歳入歳出予算の補正をすること。

次のページでございます。

専決処分書。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、白老町議会会議条例（昭和 20 年条例第 51 号）第 8 条の規定により、町長において専決処分することができる事項について次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日専決。白老町長 戸田安彦。

平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 16 号）。平成 27 年度白老町の一般会計補正予算（第 16 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 94 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 100 億 8,764 万 9,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

4 ページをお開きください。第 1 表歳入歳出予算補正につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略いたします。

次の 6 ページ以降、歳入歳出事項別明細書の歳入から説明をさせていただきます。

18 款寄付金、1 項 1 目寄付金、指定寄付金 94 万 9,000 円の計上でございます。この寄付金につきましては、ふるさと GENKI 応援寄付金で、定例会 3 月会議の一般会計補正予算（第 14 号）にて計上した後に寄付のあった寄付額のうちの指定寄付分を計上するものでございます。

次のページ、歳出でございます。14 款諸支出金、1 項 1 目基金管理費、各種基金積立金 94 万 9,000 円、積立金で白老町ふるさと GENKI 応援寄附金基金積立金の先ほどの寄付分を同額基金に積み立てるものでございます。なお、ちなみに平成 27 年度のふるさと納税の寄附分につきましては、累計で 1 億 2,992 万 1,000 円、となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま、提出者からの説明が終わりました。

この件に関しまして何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第 1 号は、これをもって報告済みといたします。

---

#### ◎報告第 2 号 専決処分の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第 9、報告第 2 号 専決処分の報告についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、報 2－1 をお開きください。報告第 2 号、専決処分の報告について。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 28 年 5 月 31 日提出。白老町長。

記。（6）会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正に伴う当然必要な条例の改正を行うこと。

次に、報 2－2 をお開きください。

専決処分書。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、白老町議会会議条例（平成 20 年条例第 51 号）第 8 条の規定により町長において専決処分することができる事項について、次のとおり専決処分する。

平成 28 年 3 月 31 日専決。白老町長、戸田安彦。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

白老町国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、後ほど説明させていただきます。

附則でございます。

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の白老町国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

次に報 2－3 でございます。議案説明でございます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が本年 3 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されたことから、専決処分により改正したものであります。

改正の内容につきましては、最後のページの報告第 2 号説明資料で説明させていただきます。

3 月 11 日開催の全員協議会におきまして、専決処分の内容につきましては既にご説明しておりますが、資料で若干説明させていただきます。

このたびの改正は国民健康保険税の課税限度額を 85 万円から 89 万円に 4 万円引き上げるもので、改正の趣旨及び内容につきましては記載のとおりでございます。

対象世帯については、国保に加入している約 3,750 世帯のうち、68 世帯と見込んでおります。世帯状況にもよりますが、2 人世帯で課税所得が 5 万 3,000 円以上の世帯については、限度額の 89 万円に該当する見込みであります。

改正後の国保税の収入でございますが、合計で総額 185 万 2,000 円の増額を見込んでおります。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、議案説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） 報2-2の第8号を第8条に変えてほしいということであります。

以上で、提出者からの説明を終わります。

ただいまの説明に対しまして、何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

報告第2号は、これをもって報告済みといたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

議長により、念のため申し述べておきます。明日、6月1日から6月30日までの間は、休会となっていますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午前11時10分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 山 本 浩 平

署 名 議 員 大 淵 紀 夫

署 名 議 員 及 川 保

署 名 議 員 本 間 広 朗